

質 問 回 答 書

平成25年5月8日

注)回答に当たって、質問内容は、適宜加工しています。

案件番号	25-C139J
案件名	平成25年度 産業廃棄物処理委託業務(収集・運搬および処分)
業務場所	京丹波町が指定する場所

No	質問事項	質問内容	回 答
1	月単位の重量について	月単位の重量はどれくらいですか。	不法投棄されたものを回収した廃棄物であるため、不定期で処理を依頼することになります。通常、1回あたり8立方メートル程度の廃棄物の処理を依頼する予定です。(重量は把握できていません。)
2	主な運搬物について	主な運搬物は何ですか。	廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等が主な運搬物です。回収した廃棄物の状況により内容は一定のものではありませんので、ご了解ください。
3	廃棄物の内訳について	想定される廃棄物は、ある程度分別されていますか。それとも、分別が困難な状態(解体ミンチの様な)でしょうか。	住民の清掃活動などで回収した廃棄物であるため、土のう袋や、ビニール袋などに廃プラスチック類や金属くずなどが混入している状態です。 また、不法投棄の事例によっては、解体ミンチのような場合もあります。
4	収集運搬会社が別会社の場合について	処分会社と収集運搬会社と分かれている場合、入札参加は可能でしょうか。また、入札前に処分会社と収集運搬会社との間で、業務提携書を締結する必要はありますか。	入札参加可能です。また、業務提携書を締結する必要はありません。
5	引き取り状況について	事前にコンテナを設置する必要がありますか。また、引き取りに伺った場合、現地で積み込みしてもらえますか。	基本的にコンテナの設置は不要であり、収集時に現地で積み込む予定です。
6	最終処分場の指定について	最終処分場の指定業者はありますか。	指定業者はありません。
7	マニフェストに記載する産業廃棄物の名称について	マニフェストに記載する産業廃棄物の名称を教えてください。	「混合物」となります。

質 問 回 答 書

平成25年5月8日

注)回答に当たって、質問内容は、適宜加工しています。

案件番号	25-C139J
案件名	平成25年度 産業廃棄物処理委託業務(収集・運搬および処分)
業務場所	京丹波町が指定する場所

No	質問事項	質問内容	回 答
8	マニフェストに記載する排出事業場について	マニフェストに記載する排出事業場を教えてください。	①京丹波町役場(本庁) 京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6 ②京丹波町瑞穂支所 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山49番地 ③京丹波町和知支所 京都府船井郡京丹波町本庄ウエ16番地の各ストックヤードとなります。 ※その他、不法投棄の事例によっては、京丹波町内の不法投棄現場が排出場所になることがあります。
9	見積金額におけるマニフェスト代金について	運搬費、処分費については、m3単位となりますが、マニフェストについては運搬1車につき1枚必要となります。 1車分積載のm3で割った値で、見積するのでしょうか。	収集運搬処理費の単価にマニフェスト代も含めて記載をお願いします。見積金額への算入方法については、ご質問の見積方法で問題ありません。
10	処理予定数量について	100m3/年間における収集回数及び車両を教えてください。 また、重機は必要ですか。	1回当たり4トン車で8立方メートルの廃棄物の処理が通常となりますが、法令を遵守した運搬が基本であり、年間12回～13回程度の収集回数となる見込みです。 積み込みについては、基本的に重機は必要としません。